

北区子育て支援推進会議要綱

(目的)

第1条 北区内の子育て支援関係機関の協働により、地域におけるはぐくみ文化の創造等子育て支援のための必要な事業の実施を通じて、ネットワークの一層の充実・強化を図り、北区の子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりに寄与するため、北区子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、関係機関相互の情報交換を行うほか、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学区等を単位とする子育て支援及びネットワークの形成・推進に関すること
- (2) 子育て支援のための方策の検討、推進等に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 推進会議委員（以下「委員」という。）は、別表第1に掲げる関係団体等から選出された施設長等の役職員及び北区長をもって構成する。

(役員)

第4条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 参与 1名

2 役員のうち、会長は委員の中から互選するとともに、副会長は委員の中から会長が指名し、参与は北区長をもって充てる。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定した順序により、その職務を代理する。

5 参与は推進会議の運営、事業を支援し、会議に際して必要な意見を述べることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期が満了しても、後任の委員が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第6条 推進会議は必要に応じて会長が招集し、会長若しくは委員のうちから会長が指名した者が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 推進会議に際して、第3条に定める委員が出席できない場合は、当該委員を代理するものの出席

を妨げない。

この場合の前2項の規定は委員が出席したものとみなす。

- 5 特別な事情により推進会議を招集することができない場合、書面による推進会議の開催及び議決を行うことができる。

(実務者会議等)

第7条 推進会議の円滑な運営と専門的な業務を担うため、次の事業目的別の実務者会議等を置くことができるものとする。

- (1) 子育て支援に係る北区役所との共催イベントの実施に係るもの
- (2) 基幹ステーションの推進に係るもの
- (3) 子どもの発達支援に係るもの

2 前項に掲げる実務者会議は、別表第2、第3及び第4に掲げる関係団体等から推薦される実務者等をもって構成する。この場合の実務者等は、関係団体等において第3条に定める委員と重複する場合でもこれを妨げない。

3 実務者会議は、事務局が招集する。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、北区役所子どもはぐくみ室内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年 6月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の実施後最初に行われる推進会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、北区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室が行う。

3 この要綱の施行後最初に選任される役員の任期は、第5条の規定にかかわらず、選任の日から平成32年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成31年 2月23日から施行する。

この要綱は、令和 2年 6月15日から施行する。

この要綱は、令和 4年 7月 8日から施行する。

別表第1（第3条関係）（順不同）

大宮西野山児童館（ 基幹ステーション ）
紫野児童館（ 同上 ）
楽只児童館（ 同上 ）
柘野児童館（ 同上 ）
たかつかさ児童館（ 同上 ）
西賀茂児童館（ 同上 ）
紫竹児童館（ 同上 ）
上賀茂児童館（ 同上 ）
みょうしゅう児童館（ 同上 ）
洛北幼稚園（ 同上 ）
白い鳩保育園（ 同上 ）
公益社団法人京都市保育園連盟北区園長会
京都市楽只保育所
公益社団法人京都市私立幼稚園協会（北区代表）
京都市立上賀茂幼稚園
北区民生児童委員会（児童母子部会）
北区民生児童委員会（主任児童委員）
京都市小学校長会 北上支部
京都市小学校長会 北下支部
北区「おやじ・おふくろの会」連絡会
北区「はぐくみ」ネットワーク実行委員会
特定非営利活動法人福祉広場
京都市北青少年活動センター
社会福祉法人京都市北区社会福祉協議会
大谷大学
その他北区長が指定するもの

別表第2（第7条第1項第1号関係）（順不同）

大宮西野山児童館（基幹ステーション）
紫野児童館（同上）
楽只児童館（同上）
柘野児童館（同上）
たかつかさ児童館（同上）
西賀茂児童館（同上）
紫竹児童館（同上）
上賀茂児童館（同上）
みょうしゅう児童館（同上）
洛北幼児園（同上）
白い鳩保育園（同上）
京都市楽只保育所
公益社団法人京都市私立幼稚園協会（北区代表）
北区民生児童委員会（主任児童委員）
大谷大学
社会福祉法人京都市北区社会福祉協議会
その他北区長が指定するもの

別表第3（第7条第1項第2号関係）（順不同）

大宮西野山児童館（ 基幹ステーション ）
紫野児童館（ 同上 ）
楽只児童館（ 同上 ）
柘野児童館（ 同上 ）
たかつかさ児童館（ 同上 ）
西賀茂児童館（ 同上 ）
紫竹児童館（ 同上 ）
上賀茂児童館（ 同上 ）
みょうしゅう児童館（ 同上 ）
洛北幼児園（ 同上 ）
白い鳩保育園（ 同上 ）
京都市楽只保育所
その他北区長が指定するもの

別表第4（第7条第1項第3号関係）（順不同）

公益社団法人京都市保育連盟北区園長会
京都市発達相談所
ポッポ
京都市北区児童館・学童保育所連絡協議会
特定非営利活動法人福祉広場
その他北区長が指定するもの